

休眠預金等活用法に基づくイノベーション企画支援事業

# 中核的フードバンクによる地域包括支援体制

～フードバンクを核とする食支援の地域ネットワークの構築支援～

## 応募要項①

応募締切：2021年3月26日（金）まで

公益財団法人パブリックリソース財団

※本応募要項は「中核的フードバンクによる地域包括支援体制」に特化した内容を掲載しており、休眠預金制度の助成全般に係る規定や注意事項等は、別紙「応募要項②実行団体公募要領」にて必ずご確認ください。

## 1 はじめに

パブリックリソース財団は、休眠預金等活用法に基づく、休眠預金を活用した民間公益活動の促進の一環として、経済的な理由から食に欠く人たちを対象とした、地域包括的な食支援のためのネットワークの確立を目指す「中核的フードバンクによる地域包括支援体制事業」を開始します。

現在、生活保護受給家庭、低所得のひとり親世帯や単身高齢者などの経済的困窮家庭が孤立し、既存の福祉サービスだけでは生活が立ち行かず、食に欠く状況となっています。

日本では6人に1人（15.4%）が相対的貧困（世帯所得が等価可処分所得の中間値の半分に満たない状態）の中にあり、こうした家庭で暮らす18歳未満の子どもは7人に1人（13.5%）となっています。<sup>※1</sup> また、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料が買えなかった経験をもつ世帯は、7世帯に1世帯（13.6%）となり、特に、高齢者世帯や二世帯のひとり親世帯で増加しています。<sup>※2</sup>

一方で、日本では年間約612万トンの食料がまだ食べられる状態で廃棄されています。そのうち約328万トンが食品関連事業者、約284万トンが家庭で発生する食品ロスとなっており<sup>※3</sup>、国や自治体、企業、消費者など、それぞれが取り組みを推進することが急務となっています。

食料を必要としている人たちと、食べられるにもかかわらず廃棄される食品をつなげ、食支援の担い手となっているのが、各地域で活動するフードバンクや子ども食堂、フードパントリーです。当財団が実施してきた助成プログラムを通じて、こうした団体の組織基盤が弱く、特に、継続的に食品・資金を調達する力が弱いことが課題として見えてきて、地域の食支援を継続するために、食品・資金調達のための団体間のネットワーク形成や地域のハブとなる中核的フードバンクの設立のニーズがあることがわかりました。

こうした社会背景と課題を踏まえ、本事業では、地域の食支援ネットワークの中核となる団体の基盤強化を行い、継続的な食品・資金調達につなげ、地域のフードバンク、子ども食堂、フードパントリー等と連携関係をつくることを通じ、県域レベルの包括的な食支援の体制構築を目指します。

※1：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/index.html>

※2：国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」（2017年）

<http://www.ipss.go.jp/ss-seikatsu/j/2017/seikatsu2017.asp>

※3：農林水産省・環境省「平成29年度食品ロス量（推計値）」

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/200414.html>

## 2 本事業の目的と概要

本事業は、経済的困窮家庭や生活保護受給家庭、様々な災害や疫病拡大を原因に急激に生活維持が困難な状況に陥った家庭、低所得の単身高齢者などを対象に、既存の福祉サービス以外にニーズが高まっている「食の支援」について、県域レベルをカバーし地域のハブとなる中核的フードバンクを形成し、食品や物品の調達力を押し進める組織基盤強化を行うと同時に、地域密着のフードバンクや子ども食堂、フードパントリーと協力関係を持ち、このネットワークを中核として食材や物品、資金の調達から食支援団体への物資提供、支援対象者へ支援サービスが届く事業モデルの確立を目的としており、将来的に地域の必要不可欠で持続可能なインフラに整備されることを目的とします。そのために、以下の側面から支援を行います。（※助成全体像は本要項 P5～6「6 助成対象者と実施体制」のとおり）

なお、本事業は上記のようなインフラ構築の初期段階を支援する、3年間継続助成です。助成金の対象となる事業費は、事業開始に必要な経費（イニシャルコスト）を中心とします。事業開始後に恒常的に必要な経費（ランニングコスト）については、助成の対象とすることも可能ですが、助成期間終了後に、事業が自走することができるよう、計画的に使われることが求められます。

### （1）資金助成

- ①事務所や食品等保管設備の整備（賃借・改修等）に要する費用
- ②食品配送システムや貯蔵品管理、情報共有システム等のデジタル化に要する費用
- ③食品配送網確立（配送車両購入・レンタル、駐車場代等）のための費用
- ④担当人材の採用・育成の費用
- ⑤資金調達専門家や経理専門家等に対する業務委託費用
- ⑥その他、事業目的に沿う必要経費

また助成金額の5.0%以内を上限に、事業評価にかかる費用を別枠で助成します。

### （2）非資金的支援

- ①専門家アドバイザーによる事業推進のための支援

食支援のためのネットワーク形成に関するアドバイザーやファシリテーターを、助成事務局から派遣し、事業の円滑な実施と成果の実現を支援します。

- ②賛同企業の食材・資金等の寄付による支援

実行団体のニーズに応じ、賛同する企業を開拓し、食材や資金、サービス等寄付の推進をすることを、助成事務局が支援します。

また、個人、企業からの寄付を募るために、当財団のオンライン寄付サイトの利用を提供します。

### 3 本事業の成果目標

3年間の事業終了時に、5箇所の実行団体の活動する地域において、地域のハブとなる中核的フードバンクが食品・物品・資金の調達を進め、ネットワークを組成する各種食支援団体によって支援を必要とする世帯に支援が届き、支援対象者が食に欠く状況から脱し、それぞれに事情に応じた公的支援に繋がっている状態を成果目標とします。

中長期的には、これら県域レベルのネットワークが、持続可能な事業モデルとして自立した地域のインフラとなり、同時にフードロス問題解消にも貢献し、実行団体が先駆的モデルとなって、全国各地で類似事例の実践が始まることを成果目標として目指します。

### 4 本事業の助成対象について

(1) 助成対象団体：5団体を想定

(2) 助成対象地域：全国

### 5 実行団体の要件

(1) 以下の事業実績のいずれかに該当すること

・食を通じた支援事業（フードバンク、フードパントリー、子ども食堂等）の実績が3年以上ある団体

・食を通じた支援事業において、地域内のフードバンク事業者等でネットワークを形成し事業連携強化・促進や運営の支援を行う中間支援事業者としての実績が1年以上ある団体

(2) 次にあげる法人格を持つ非営利組織の団体（NPO法人、社団・財団法人など）

※複数の団体が連合体として応募する場合、実行団体は代表団体とする（実行団体は非営利組織の法人格を有すること）

※連合体が応募時点で法人格を有していなくても、代表団体が非営利組織の法人格を有して入れば応募可能

(3) 本事業を担当する有給職員が1名以上いること

本事業では、新たに中核的フードバンクを立ち上げる団体、すでに立ち上がっている団体の両方を対象とします。

あわせて、本要項 P5「6 実行団体と実施体制」、「応募要項②」P6「6. 申請資格要件」および P8「8. 選定について」をご参照ください。

### 【申請対象外となるケースについて】

- ・同一の事業テーマで、同時期に複数の資金分配団体に申請することはできません。
- ・国又は地方公共団体から補助金又は貸付金(ふるさと納税を財源とする資金提供を含む)を受けていない事業の中から助成対象事業を選定します。

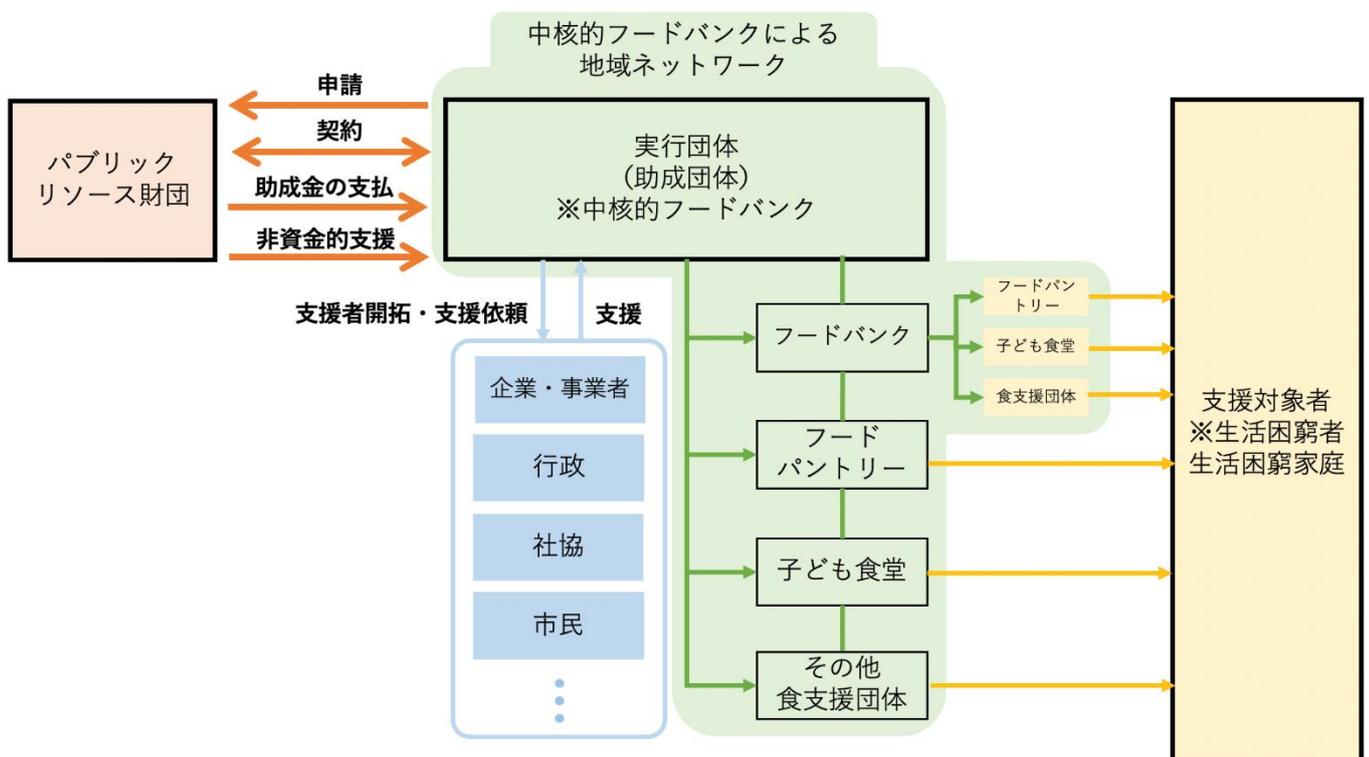
## 6 実行団体と実施体制

本助成事業における実行団体（助成対象者）と実施体制のイメージは、以下のようになります。ただし、この限りではなく、より効果的で先駆的なスキームのご提案は歓迎します。

本事業では、以下の2つのパターンを実行団体として想定しています。

- ①単体として自ら中核的フードバンクを立ち上げる食支援・中間支援事業等を行う団体
- ②連合体で中核的フードバンクを立ち上げる食支援・中間支援事業等を行う団体等の代表団体

また、本要項「5. 実行団体の要件」を満たしていれば、これ以外のパターンの申請も可能ですので、その場合には、応募書類（様式1）応募用紙「申請事業について」の「申請形態」欄に説明を記載してください。



## 7 資金助成の内容

1団体につき、最長3年間で3,400万円の助成金を提供いたします。1年目は1,200万円、2年目、3年目は各年度1,100万円を上限とします。

当財団のオンライン寄付システムを利用して寄付が集まった場合には、その金額を上乗せして助成することを予定しております。

## (1) 資金助成内容

以下のような内容が助成金の使途の例です。

### ①事務所や食品等保管設備の整備

事務所の設置や配送する食料品等を貯蔵するための施設の賃借、改修などに要する費用に対して助成します。

### ②食品配送システム等のデジタル化に要する費用

食品配送システムや貯蔵品管理、情報共有システム等のデジタル化に要する費用に対して助成します。

### ③食品配送網確立のための費用

食品配送用の車両購入・レンタル、駐車場代、給油代等のための費用に対して助成します。

### ④担当人材の人件費

本事業を担当する有給職員の人件費を助成します。1年あたり上限 600 万円（1人あたり上限 25 万円/月）とします。また、基礎的・先駆的な研修を受けるための受講料や、旅費、会議や連絡等を行うための費用の助成を行います。

### ⑤専門領域業務に対する業務委託費用

資金調達専門家や経理専門家等に対する業務委託費用に対して助成します。

### ⑥その他

ネットワークが自走するまでの立ち上げ期に必要な、事業目的に沿った経費の助成を行います。

## <本事業の補助率は 80%以内とします>

- ・本事業では、実行団体の総事業費の 80%以内を助成金として資金支援します。総事業費のうち残り 20%以上は自己資金又は民間からの資金の確保を原則とします。
- ・ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的に自己負担分を減じることを検討します。しかし、3年目には補助率を原則である 80%以下にさせていただきます。
- ・特別な理由により補助率が 80%を超える年度については、「(様式 9) 自己資金に関する特例申請書」を提出してください。(本要項 P11「12 応募手続き (2) 応募書類」を参照)

## (2) 助成期間

初年度は 2021 年 6 月（契約締結日以降）～2022 年 3 月末まで

2 年目は 2022 年 4 月～2023 年 3 月末まで

3 年目は 2023 年 4 月～2024 年 3 月末まで

### (3) 助成金支払い時期

2021 年度の助成金は、9 月までの上期分を契約締結後に、下期分は 10 月に支払う予定です。  
2022 年度以降は、原則として、4 月・7 月・10 月に分割して支払います。（「応募要項②」P15  
「14.選定後について」参照）

### (4) 助成対象経費

3 年間の事業終了時に、5 箇所の実行団体の活動する地域において、地域のハブとなる中核的フードバンクが食品・物品・資金の調達を進め、ネットワークを組成する各種食支援団体によって支援を必要とする世帯に支援が届き、支援対象者が食に欠く状況から脱し、それぞれに事情に応じた公的支援に繋がっている状態を成果目標とします。

上記のようなインフラ構築の初期段階を支援することを目指し、助成金の対象となる事業費は、事業開始に必要な経費（イニシャルコスト）を中心とします。事業開始後に恒常的に必要な経費（ランニングコスト）については、助成の対象とすることも可能ですが、助成期間終了後に、事業が自走することができるよう、計画的に使われることが求められます。

事業費の費目は、実行団体が通常使用している勘定科目を使って申請してください。

応募書類の様式 3「資金計画書」では、管理的経費（申請事業以外の他事業との共通経費）と直接事業費（申請事業実施に直接必要となる費用）に区分して記載いただきます。管理的経費は助成申請額の 15%以下となるよう計上ください。（応募書類の様式 3「資金計画書」の「記入方法」シート参照）

#### ① 施設整備費

施設整備費	事務所・食材等貯蔵施設等の賃貸契約・改修などの費用、賃料等
備品費	食材等保管用の棚や冷蔵・冷凍庫等の施設備品、家具、電気機器類、事務機器類
仕入・材料費	改修等に必要な資材、部品等の購入費用

#### ② 情報管理、配送網確立のための費用

委託費	在庫管理や情報共有等のシステム開発・構築の委託費
車両費	食材等配送するための車両の購入費
地代家賃	運搬用車両の月極め駐車場等の契約時に必要な費用など
旅費・交通費	ガソリン代、コインパーキング代等、配送時の費用を含む
備品費	食材配達用のカゴ、棚等
保険費	自賠責保険・任意保険の契約費用、保険更新料
印刷製本費	チラシやマニュアル類の印刷費、コピー代等
通信運搬費	郵送料、電話代、レンタルサーバー代、セキュリティー等

③ 担当人材の person 費

人件費	事業を担当する有給職員の person 費
報償費	講師、専門家、外部協力者、個人等に対する謝金
教育・研修費	人材育成・研修参加費など
旅費・交通費	交通費、宿泊費等、送迎時の費用を含む
会議費	会議開催費
備品費	オフィス器具・電気機器類、事務機器類
消耗品費	事務用品、その他事業に必要な消耗品
印刷製本費	チラシやパンフレット類の印刷費、コピー代等
通信運搬費	郵送料、電話代、インターネット接続代等

④ 資金調達・経理専門家等による専門領域業務遂行のための費用

委託費	各種調査や専門家への委託費
報償費	講師、外部協力者、個人等に対する謝金
旅費・交通費	交通費、宿泊費等、送迎時の費用を含む
会議費	会議開催費
備品費	オフィス器具・電気機器類、事務機器類
消耗品費	事務用品、その他事業に必要な消耗品
印刷製本費	チラシやパンフレット類の印刷費、コピー代等
通信運搬費	郵送料、電話代、インターネット接続代等

⑤ その他の費用

ネットワークが自走するまでの立ち上げ期に必要な事業目的に沿った経費

【注意事項（対象外経費等）】

- ・人件費は、1人25万円/月を上限とした12カ月以内の給与を対象とします。上限を超える給与・賞与は各組織の自己負担とします。社会保険の団体負担分も対象外です。
- ・通信運搬費については、個人が所有する携帯電話の通話料・通信料は対象外です。
- ・ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車等の特別料金、会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの、個人または団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等は対象外です。
- ・上記以外の費用であっても、事業目的に沿わない場合などには、減額または対象外となる可能性があります。判断が難しい場合などは事前にご相談ください。（「応募要項②」P12「10.経費について」参照）

## 8 非資金的支援の内容（※以下の費用は助成金額には含みません。）

- ① 専門家アドバイザーによる食支援のためのネットワーク形成に関する相談や助言、ファシリテーション、民間資金の調達に関する相談や助言
- ② 中核的フードバンクによる地域包括支援に関して、先駆的な事例や団体の情報提供及び研修機会の提供
- ③ 実行団体からの要望に応じて、食材や資金、サービス等の調達に関し、賛同する企業を開拓し寄付の推進を支援します。また、個人、企業からの寄付を募るために、当財団のオンライン寄付サイトの利用を解放します。
- ④ 実行団体が行う自己評価の実施にあたり、評価専門家を派遣して、アドバイスをを行います。
- ⑤ 助成終了後の展開の方向性のアドバイス

## 9 事業評価の内容

本事業では、事業・プロジェクトのロジックモデル策定・成果指標の設定を行い、それをもとに、実行団体は、以下の自己評価を行います。助成金額の5.0%以内を上限に、事業評価にかかる費用を別枠で助成します。評価のための調査に必要となる費用として、調査にかかわる人件費、旅費交通費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、外部委託費等を計上することができます。

なお、評価は実行団体が主体となり実施しますが、当財団も側面的支援を行います。詳細は助成団体決定後に、採択団体と個別に調整し、決定します。

- ①事前評価：事業開始前にロジックモデルの策定、実施計画の策定を行い、事業の精緻化をはかり、今後の事業の進捗管理に活用します。同時に継続的にデータ収集可能なアウトプット指標、アウトカム指標を設定し、評価計画を設計します。
- ②中間評価：予算・人材・方法の投入が適切に行われているか、事業は適切に進捗しているか、アウトプットが出ているか、アウトプット目標の達成状況、事業実施を通じて学びはあるか等を把握し、プロセス分析を行い、事業の見直しの必要性について検討を加え、事業終了時のアウトカムの拡大を目指します。
- ③事後評価：事業を通じアウトカムが発現しているか、事業が効率的に遂行されたかを中心に、分析します。また当初の想定外で発生した波及効果についても、把握します。
- ④追跡評価：事業終了後、日常生活支援が安定的に供給される可能性を分析するほか、生活困窮者の生活環境の変化を抽出し、成功要因の分析を行い、今後の事業の改善、展開拡大につなげます。

## 10 選考について

### (1) 審査方法

第三者の専門家による審査会を設置し、一次審査（書類審査）・二次審査（面談審査）を行います。

す。一次審査通過団体は、二次審査での面談を行います。

※審査に先立ち、必要に応じて事務局による電話、メール等によるヒアリングをさせていただく場合があります。

※スケジュールについては、本要項P13「14 スケジュール」をご参照ください。

## (2) 選考結果の通知

全応募団体に書面にて選考結果を通知します。

### 1.1 選考基準

審査基準として、以下の①～⑤の視点で審査を行います。

#### ① 実行団体としての適格性

- これまで実施してきた「食を通じた事業」や「ネットワーク形成促進等の支援」の実績はあるか
- 事業計画書に示す事業を的確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を整えているか

#### ② 本事業の目的に沿っているか

- 社会状況や問題の構造、支援対象者のニーズや特性の把握を十分かつ具体的に行った上で課題を設定し、適切な事業提案ができているか
- 地域住民や地域コミュニティ、地域の関係機関との関わりをつくり出す工夫がされているか  
※活動地域が重複しないよう選考では地域性を考慮する場合があります

#### ③ 計画の妥当性

- 地域でネットワークを形成し事業運営することで、持続的・効果的により多くのインパクトを生み出す提案となっているか
- 助成事業終了後に、自立的かつ継続的に運営できる計画は立てられているか

#### ④ 計画の実現可能性

- 事業目的、方法、ネットワークの体制や役割分担、スケジュール、予算、目標設定等の面で十分計画され、実行可能であるか
- ネットワーク形成のための準備状況、または、実績があるか

#### ⑤ 波及効果

- 他地域や組織、分野へ展開可能なモデル事業となりうるか

▶ 政策や行政の施策に対して好ましい影響を与えうるか

## 1 2 応募手続き

### (1) 応募期間

2021年2月3日(水)～2021年3月26日(金)

### (2) 応募書類

#### 【指定書式】

- (様式 1) 応募用紙(団体概要・事業計画等)
- (様式 2) 実施スケジュール
- (様式 3) 資金計画書
- (様式 4) 欠格事由に関する誓約書
- (様式 5) 業務に関する確認書
- (様式 6) 役員名簿
- (様式 7) 情報公開同意書
- (様式 8) 重複申請に関する誓約書
- (様式 9) 自己資金に関する特例申請書
- (様式 10) 規定類の後日提出に関する誓約書
- (様式 11) 規程類に含める必須項目確認書
- (様式 12) 申請書類チェックリスト
- (様式 13) 助成申請書

#### 【団体情報書類】

- 定款
- 登記事項証明書(発行日から3か月以内の現在事項全部証明書の写し)
- 事業報告書(過去3年分)

#### 【決算報告書類】

- 貸借対照表
  - 損益計算書(活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等)
  - 監事及び会計監査人による監査報告書
- ※すべて過去3年分

#### 【規定関係書類】(「応募要項②」P24「別添1」参照)

- 社員総会・評議員会の運営に関する規程

- 理事会の構成に関する規程（理事会が設置されていない場合を除く）
- 理事会の運営に関する規程（理事会が設置されていない場合を除く）
- 役員及び評議員の報酬等に関する規程
- 職員の給与等に関する規程
- 理事の職務権限に関する規程【※事業終了までに提出可】
- 倫理に関する規程
- 利益相反防止に関する規程
- コンプライアンスに関する規程
- 公益通報者保護に関する規程
- 情報公開に関する規程【※事業終了までに提出可】
- 文書管理に関する規程【※事業終了までに提出可】
- リスク管理に関する規程【※事業終了までに提出可】
- 監事の監査に関する規程【※事業終了までに提出可】
- 経理に関する規程
- 組織（事務局）に関する規程【※事業終了までに提出可】

※規定類作成にあたっては、当財団、または、休眠預金等活用法における指定活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）の規定類をご参照ください。

<http://www.public.or.jp/PRF/aboutus/info.html>（パブリックリソース財団）

<https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>（JANPIA）

### （3）応募方法

応募書類は2021年3月26日（金）必着で、書面にて一式を郵送してください。配達記録が残る郵便または宅配便にてお送りください。

あわせて、【様式1】、【様式2】、【様式3】、【様式6】、【定款】、【事業報告書（過去3年分）】、【決算報告書類（過去3年分）】については、応募申請フォームによる電子データの提供もお願いいたします。下記の応募申請フォームのURLにアクセスいただき、3月26日（金）17:00までに送信ください。

【応募申請フォーム】 <https://forms.gle/CNYczSXfAKR6xqMd9>

### （4）応募に関するお問い合わせ

応募に関してのお問い合わせは、メールにて「中核的フードバンクに関する質問（団体名）」と件名をご記入の上、下記アドレスへご送信ください。また、お電話によるお問い合わせも受け付けております。

### （5）応募書類の送付先・問い合わせ先

公益財団法人パブリックリソース財団【資金分配団体】

事務局（担当：土井、松本、鎌田）

電話：03-5540-6256（月～金、10:00～17:00） FAX：03-5540-1030

E-mail：[kyumin.foodbank@public.or.jp](mailto:kyumin.foodbank@public.or.jp)

URL：<https://info.public.or.jp/kyumin-foodbank>

※個人情報の取り扱い・問い合わせ先については、下記の URL より当財団個人情報保護方針をご覧ください。

<http://www.public.or.jp/PRF/privacy/>

### 1 3 公募に関する説明会

オンラインによる説明会を以下のとおり開催します。ご参加には事前申込が必要です。下記のフォームよりお申込みください。1 団体 2 名までのご登録・ご参加とさせていただきます。開催日前日に、Zoom ミーティングの URL をメールにてお送りします。

2021 年 2 月 16 日（火） 【1 回目】 11:00～12:00 【2 回目】 16:00～17:00

※お申し込みは 2 月 15 日（月）正午までとさせていただきます。

※どちらの回も同じ内容となりますので、いずれかにご参加ください。

※説明会の参加は必須ではありません。

【説明会お申込みフォーム】 <https://forms.gle/zpbBPWJKNgGCZXKQ9>

### 1 4 スケジュール（助成事業開始まで）

2021 年

2 月 3 日～3 月 26 日	公募
2 月 16 日	公募に関する説明会
4 月下旬	一次審査（書類審査）・二次審査（面談審査）実施
5 月中旬	採択団体内定 事務局と実行団体との各種計画・契約内容の調整 契約締結
6 月	助成事業開始・2021 年度上期分の資金提供

※一次審査（書類審査）通過団体は、二次審査での面談を行います。日程は追ってご連絡いたし

ますが、5月第1～2週となる見込みです。

※スケジュールは現時点でのものであり、変更される場合があります。

#### 15 その他注意事項等

- ・助成決定後、実行団体と当財団は「資金提供契約書」を取り交わし、所定の手続きを経て助成を開始します。契約前の支払いは助成対象外となります。
- ・助成金は、上記の助成手続き完了後1ヵ月以内に振り込みます。助成金は申請事業のための専用口座にて管理いただきます。
- ・助成開始後に組織概要や活動状況等を当財団のWEBサイト等にて公開します。
- ・助成開始後、事務局による非資金的支援に伴い、毎月進捗状況に関する打ち合わせをもつ他、複数回現場のご訪問をさせていただきますので、ご協力ください。
- ・助成開始後6ヵ月ごとに「活動報告書」を提出していただきます。各年度10月に4～9月までの進捗報告、4月に年度末報告をご提出いただきます。
- ・事務局が年1回開催する実行団体共同会議へのご出席をお願いいたします。
- ・事業終了時の2024年3月に実施する成果報告会にて活動報告していただきます。
- ・助成決定した事業がやむを得ない理由により継続できなくなった場合や、目的や内容を大幅に変更する場合は、速やかに当財団に連絡し、所定の手続きを行ってください。
- ・当助成事業は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく助成制度です。当応募要項に記載されている事項のほか、休眠預金制度全般に係る各種規定や注意事項等を全て遵守する必要があります。詳細は「応募要項②」に記載されていますので、必ずお読みになり、確認した上でご応募ください。

以上